

改正

平成元年1月20日規則第4号
平成4年3月31日規則第12号
平成4年11月17日規則第50号
平成5年5月24日規則第29号
平成10年4月20日規則第27号
平成11年11月9日規則第40号
平成12年4月17日規則第35号
平成15年3月7日規則第8号
平成16年3月31日規則第14号
平成17年6月30日規則第35号
平成18年3月20日規則第9号
平成19年11月9日規則第73号
平成20年6月26日規則第34号
平成21年3月24日規則第10号
平成24年3月30日規則第33号
平成25年3月29日規則第51号
平成25年6月28日規則第73号
平成28年3月31日規則第24号
平成31年3月29日規則第17号
令和3年2月26日規則第6号

吹田市立勤労者会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市立勤労者会館条例（昭和60年吹田市条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第2条 勤労者会館（以下「会館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(1) 集会施設にあつては、午前9時から午後10時まで

(2) プールにあつては、午前10時から午後9時30分まで

2 プールの開館時間については、平日（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。）の午前10時から午後1時までを専用使用することができる時間とし、それ以外の時間を個人で使用することができる時間とする。

（休館日等）

第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 集会施設にあつては、12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) プールにあつては、水曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

（使用の申請）

第4条 会館の施設を使用しようとする者（第4項に規定する者を除く。）は、市長が定めるところにより、会館の施設の使用許可に係る情報システムによる事前手続（以下「ウェブ申込み」という。）をしなければならない。

2 ウェブ申込みの区分は、次の各号に掲げるとおりとし、ウェブ申込みをすることができる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 勤労者団体の使用に係る抽選申込み 使用日の6月前の日の属する月の1日から5日まで

(2) 勤労者団体又は勤労者の使用に係る先着申込み 使用日の6月前の日の属する月の6日の午後1時から使用日の当日まで

(3) 勤労者団体及び勤労者以外の者の使用に係る先着申込み 使用日の3月前の日の属する月の1日の午前9時から使用日の当日まで

3 抽選申込みをして当選した者及び先着申込みをした者は、当選又は先着申込みの日から7日以内（先着申込みの日から6日以内に使用する場合は、使用日の当日まで）に、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を市長に提出するとともに、使用料を納付しなければならない。この場合において、提出期限までに使用許可申請書の提出がなかつたときは、その者の当選又は先着申込みは、なかつたものとみなす。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）

(2) 使用日時、使用施設、使用附属設備、使用目的、使用人数及び入場料等徴収の有無（以下「使用日時等」という。）

- 4 プールを個人で使用しようとする者は、使用日の当日に、口頭で申請しなければならない。
- 5 前各項の規定にかかわらず、公用で使用する場合その他市長が特別の事情があると認める場合の申請の手続は、市長が定める。

(使用許可書等の交付及び提示)

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

- 2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、会館の施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。
- 3 市長は、前条第4項の申請を適当と認めるときは、入場券を交付する。
- 4 入場券の交付を受けた者（以下「プール使用者」という。）は、入場及び退場の際にその入場券を提示しなければならない。

(使用期間)

第6条 会館の施設（プールを除く。）を引き続き使用することができる期間は、3日間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第7条 会館の施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- 3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、使用附属設備、使用目的、使用人数又は入場料等徴収の有無の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

- 2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によつて使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

(使用時間の超過)

第9条 使用時間の超過（集会施設にあつては、条例別表第1項の表の備考第3項に規定する使用をすることをいう。）は、使用日の当日に限り申請することができるものとし、会館の運営に支障のない場合に限り許可する。

2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、プールを個人で使用する場合にあっては、退場時に納付しなければならない。

3 超過時間の使用料の額を算定する場合における超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

（使用の取消し）

第10条 使用者は、会館の施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）申請者の氏名等
- （2）許可を受けた使用日時等
- （3）取消しの理由

（附属設備等）

第11条 条例別表第1項の表の備考第6項に規定する市長が定める附属設備等は、カラオケセットとし、同項に規定する市長が定める使用料は、次の各号に掲げる使用時間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1）午前9時から正午まで 1,000円
- （2）午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時まで 1,300円
- （3）午前9時から午後5時まで 2,300円
- （4）午後1時から午後10時まで 2,600円
- （5）午前9時から午後10時まで 3,600円
- （6）第1号から第4号までに掲げる使用時間と引き続く正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで 1時間につき400円

2 附属設備等の使用料は、使用日の当日までに納付しなければならない。

（使用料の減額又は免除）

第12条 条例第8条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- （1）市が公用で使用する場合は、免除する。
- （2）指定管理者が会館の設置目的を達成するために使用する場合その他市長が公益上特に必要

があると認める場合は、市長が別に定めるところにより減額し、又は免除する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。ただし、プールを個人で使用しようとする者で市長が適当と認めるものにあつては、必要な書類を提示することにより、これに代えることができる。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由
(使用料の充当及び還付)

第13条 使用者が使用取消届を提出した場合（既納の使用料がある場合に限る。）において、その者が納付すべき使用料があるときは、既納の使用料を納付すべき使用料に充当することができる。

2 条例第8条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次のとおりとする。

- (1) 使用者又はプール使用者の責めに帰することのできない理由によつて使用することができない場合 既納使用料の10割
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料（充当をしたときは、その額を控除した額）の5割
- (3) 使用者が使用日の7日前までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割

3 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書その他の市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、プール使用者にあつては、口頭で申請することにより、これに代えることができる。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等

4 プール使用者に対する使用料の還付は、振替券の交付をもつて代えることができる。

(使用者等の守るべき事項)

第14条 使用者又はプール使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第15条 職員が会館の管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第16条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第17条 使用者又はプール使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第12条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第19条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第20条 指定管理者は、市民が会館の施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第12条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 条例第12条第1項に規定する団体でなくなつたとき。
- (2) 条例第12条第3項の指示に従わないとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第22条 指定管理者が会館の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条第3項、第5条第1項及び第3項、第6条、第7条第1項及び第3項、第8条、第10条、第13条第2項並びに第17条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第23条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 労働関係団体の代表者 2人以内
- (3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第24条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第25条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第26条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第27条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第28条 選定委員会の庶務は、都市魅力部地域経済振興室において処理する。

(申請書等の様式)

第29条 この規則に規定する申請書等の様式は、都市魅力部長が定める。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この規則は、昭和60年7月12日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第6条から第12条まで及び第17条から第21条までの規定は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月20日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成4年3月31日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田勤労者会館条例施行規則（以下「新規則」という。）第10条の2の規定は、平成4年12月1日以後の使用に係るものから適用する。
- 3 新規則様式第1号から様式第7号までの規定は、平成4年12月1日以後の使用に係る申請等について適用し、同日前の使用に係る申請等については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年11月17日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年5月24日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成6年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成10年4月20日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年11月9日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年4月17日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田勤労者会館条例施行規則第11条の規定は、平成15年4月1日以後の使用に係る使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る使用料の免除については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年3月31日規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に第1条の規定による改正前の吹田勤労者会館条例施行規則の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、同条の規定による改正後の吹田市立勤労者会館条例施行規則の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

附 則 (平成17年6月30日規則第35号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第21条を第26条とし、第20条の次に5条を加える改正規定(第25条に係る部分を除く。)及び様式第7号の次に1様式を加える改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則 (平成19年11月9日規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。(ただし書省略)

(以下省略)

附 則 (平成20年6月26日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市立勤労者会館条例施行規則第22条の規定は、この規則の施行の日以後に開始する指定の期間について適用し、同日前に開始する指定の期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月24日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(以下省略)

附 則 (平成24年3月30日規則第33号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市立勤労者会館条例施行規則第12条第1項の規定は、平成25年4月1日以後に使用料の減額又は免除の申請があった場合について適用し、同日前に使用料の減額又は免除の申請があった場合については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年6月28日規則第73号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年2月26日規則第6号）

この規則は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、同年9月1日から施行する。